

建設電気技術関係の建設現場における新型コロナウイルス 感染予防対策ガイドライン

令和2年5月14日策定
(一社)建設電気技術協会

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和2年5月4日変更)、以下「対処方針」という。)をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、建設電気技術関係の建設現場(工事場所、履行場所等。以下、「建設現場」という。)における新型コロナウイルス感染予防対策として、実施すべき基本的事項について整理したものである。

公共工事及び河川や道路などの公物管理は、社会の安定の維持の観点から、緊急事態宣言が出された場合においても、事業の継続が求められる事業に位置づけられている。同様に、国民の安定的な生活確保の観点から、インフラ運営関係(電力、ガス、上下水道等)、家庭用品のメンテナンス関係(配電工、電気技師等)についても、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する事業として、継続が要請されている。同時に、事業者として自主的な感染防止のための取組を進めることにより、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していくことも求められている。

このため、建設現場を設置・運営する事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、個々の建設現場の様態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすよう努力する。

また、自らの感染予防対策に留まらず、情報の提供・共有など、感染の拡大防止に取り組む医療関係者に対しても、積極的に貢献していく。

なお、本ガイドラインは、建設現場を設置・運営する会員企業等が行う感染防止対策を想定したものであるが、会員企業等以外の事業者が行う対策の一助となることも期待する。

また、本ガイドラインの内容は、感染拡大の動向や専門家の知見、これを踏まえた対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

建設現場を設置・運営する事業者は、建設現場の立地や作業空間等の様態を十分に踏まえ、建設現場内や通勤経路を含む周辺地域において、従業員や下請業者の作業員等への感染拡大を防止するよう努めるものとする。このため、「3つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避するため、最大限の対策を講じる。

3. 講じるべき具体的な対策

(1) 感染予防対策の体制

- ・ 経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- ・ 感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。
- ・ 国、地方自治体・関係団体等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

(2) 健康確保

- ・ 従業員等（雇用関係の有無に関わらず、建設現場内で勤務する者）に対し、出勤前に、体温や症状の有無を確認させ、具合の悪い者は自宅待機とする。また、勤務中に具合が悪くなった従業員等も、直ちに帰宅させ、自宅待機とする。
- ・ 発熱や具合が悪く自宅待機となった従業員等は、毎日、健康状態を確認する。症状がなくなり、出社判断を行う際には学会の指針※などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。

※ 日本渡航医学会・日本産業衛生学会作成「新型コロナウイルス情報-企業と個人に求められる対策」など (<https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19info0420koukai.pdf>)

(3) 通勤

- ・ 管理部門などを中心に、テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、時差出勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務形態を検討・採用することにより、公共交通機関の混雑緩和を図る。
- ・ 自家用車など公共交通機関を使わずに通勤できる従業員等には、道路事情や駐車場の整備状況を踏まえ、通勤災害の防止に留意しつつこれを承認するなど、通勤途上での「3つの密」の低減を図る。

(4) 勤務

- ・ 従業員等に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。このために必要となる水道設備や石けんなどを配置する。また、水道が使用できない環境下では、手指消毒液を配置する。
- ・ 従業員等が、できる限り2メートルを目安に、一定の距離を保てるよう、作業空間と人員配置について最大限の見直しを行う。
- ・ 従業員等に対し、勤務中のマスク、手袋等の装着を促す。特に、複数名による打合せ会議や共同作業など近距離、接触が不可避な作業工程では、これを徹底する。
- ・ Web(TV)会議や電子メール、電話等を活用して対面による打合せ等を削減する。
- ・ シフト勤務者のロッカーをグループ毎に別々の時間帯で使用する事などにより、混雑や接触を可能な限り抑制する。自家用車での通勤者など、自宅で作業服に着替えることが可能な従業員等には、これを励行する。
- ・ 朝礼や点呼などは、小グループにて行うなど、大人数が一度に集まらないようにする。
- ・ 建設現場では工程ごとに区域を整理（ゾーニング）し、従業員等が不必要に他の区域との往来しないようにする。また、一定規模以上の建設現場では、シフトをできる限りグループ単位で管理する。
- ・ 建物全体や執務室、個別の作業スペース、建設現場における密閉箇所等では、窓やドア等を常時開放する等、定期的に十分な換気を行うようにする。
- ・ 作業服などの衣類はこまめに洗濯する。

- ・ ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員等は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いやうがいを徹底する。

(5) 休憩・休息

- ・ 共有する物品（テーブル、椅子など）は、定期的に消毒する。
- ・ 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、屋外であっても2メートル以上の距離を確保するよう努める、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースについては定期的に換気を行うなど、「3つの密」を防ぐことを徹底する。
- ・ 食堂等での飲食についても、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、2メートル以上の距離を確保するよう努める。施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないようにする。

(6) トイレ

- ・ 便器は通常の清掃で問題ないが、多数が使用する場所は清拭消毒を行う。
- ・ トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すように表示する。
- ・ ハンドドライヤーがある場合には利用を止め、共同使用のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオル等を持参してもらう。

(7) 設備・器具

- ・ 建設機械のハンドルやレバー、設備の監視・制御パネルやレバー、点検箇所など、作業中に従業員等が触る箇所について、従業員等が交代するタイミングを含め、定期的に消毒を行う。
- ・ パソコンや測定器、工具などのうち、個々の従業員等が占有することが可能な器具については、共有を避ける。共有するパソコンや測定器、工具等については、定期的に消毒を行う。
- ・ ドアノブ、ゴミ箱、電話、コピー機、テーブル、椅子などの共有設備については、頻繁に洗浄・消毒を行う。

※設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液など、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。

(8) 部外者の立ち入り

- ・ 一般向けの施設見学など、不要不急な部外者の立ち入りは行わせない。
- ・ 部品や製品の搬入・搬出、品質試験や立会検査など、建設現場の維持に不可欠な部外者の立ち入りについては、当該部外者に対して、従業員等に準じた感染防止対策を求める。
- ・ このため、あらかじめ、これらの部外者が所属する企業等に、建設現場内での感染防止対策の内容を説明する等により、理解を促す。

(9) 従業員等に対する感染防止策の啓発等

- ・ 従業員等に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、例えば、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や『新しい生活様式』の実践例を周知するなどの取組を行う。
- ・ 公共交通機関や図書館など公共施設を利用する従業員には、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内など密閉空間での会話をしないことなどを徹底する。
- ・ 患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員等やその関係者が、建設現場内で差別されるなどの人権侵害を受けることの無いよう、従業員等を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。
- ・ 発熱や味覚・嗅覚障害といった新型コロナウイルス感染症に見られる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、あるいは同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を奨励する。
- ・ 過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を指示する。
- ・ 取引先等企業にも同様の取組を行うよう奨励する。

(10) 感染者が確認された場合の対応

- ・ 保健所、医療機関の指示に従う。

- ・ 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所を消毒し、同勤務場所の従業員等に自宅待機させることを検討する。
- ・ 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないように留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人情報の取扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。※
- ・ 感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上述のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた対応を行う。

※個人情報保護委員会「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人情報の取扱いについて」(https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/covid-19/)などを参照。

(11) その他

- ・ 衛生管理責任者と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力する。
- ・ 労働衛生管理等の関連法令上の義務は遵守する。

(以上)